

金砂郷町幼保一体的運営特区

都道府県名：

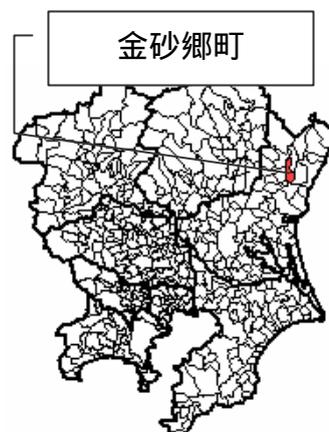
茨城県

申請主体名：

金砂郷町

区域の範囲：

茨城県久慈郡金砂郷町の全域



特区の概要：

本町においては、昭和50年代以降出生数が減少を続け、平成15年では、就学前児童数は人口の4.3%と少子化が進み、幼児の社会性を育むうえで問題が生ずる状況である。そのため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき「こどもセンター」(合築施設)を建設し、施設の共用など幼保の交流を図っている。さらに幼稚園児、保育所児の合同活動など少子化に対応した保育環境を整備し、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養していくものである。

適用される規制
の特例措置：

- ・ 幼稚園児と保育園児の合同活動
- ・ 公立保育所における給食の外部搬入容認

